

## 令和5年度つくば市農業委員会委員候補者の選考に関する要領（案）

### 1 趣旨

この要領は、つくば市農業委員会委員候補者選考会条例第2条に基づき、つくば市農業委員会委員候補者選考会（以下「選考会」という。）が農業委員候補対象者（以下「対象者」という。）を評価し、候補者として市長に答申するために必要な事項を定めることを定めるものとする。

### 2 選考する農業委員会の委員

候補者から選考する農業委員会の委員は以下のとおりとする。

- (1) 農業委員会等に関する法律（以下「法」という。）第8条第6項の委員1名
- (2) それ以外の委員23名

### 3 評価方法

対象者の評価方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 選考会は、「つくば市農業委員候補者エントリーシート」、「つくば市農業委員会委員応募申込書」、「つくば市農業委員会委員推薦書(法人又は団体用)」、「つくば市農業委員会委員推薦書(個人用)」等に基づいて対象者を評価する。
- (2) 対象者の評価は、「つくば市農業委員会委員候補者選考シート」（様式第1号）により行う。ただし、法第8条第6項の委員を選考する場合は、「つくば市農業委員会委員候補者選考シート（中立委員用）」（様式第2号）により行うものとする。なお、選考シートには、対象者の農業委員会の委員としての適性に関する事項を付記する。
- (3) 選考会は、(2)の評価以外に、農業委員会業務を円滑に遂行するために必要と考える事項について協議し、選考結果に反映することができる。

### 4 市長への答申

選考会は、次に掲げる事項を市長へ答申するものとする。

- (1) 上述2の(1)及び(2)に掲げる農業委員会委員の選考結果
- (2) 上述3の(2)に掲げる様式第1号及び2号による選考会の評価結果一覧
- (3) 評価結果一覧以外に選考結果に反映させた事項がある場合、その説明資料